

第6回教育委員会

令和3年3月30日
午後3時30分
市会第5委員会室

案 件

協議題第8号 大阪市立小中学校における携帯電話等の取扱いについて

現状の学校への持込みのルール(H21通知)

小中学校において

- (1) 学校への児童生徒による携帯電話の持込みについては、原則禁止とすること。
- (2) 児童生徒の通学時における安全の観点等、特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持込みが必要とされる場合は、保護者から校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。 **※個別対応**

文部科学省(R2.7.31日付け)の通知 (R2変更点)

中学校において「一定の条件を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。」

との選択肢が加えられた。

教育委員会会議でのご意見

- ・学校単位で考えるとなるとその判断基準も明確にしておいた方がよい。
- ・一定の条件として、各学校で判断できる基準を示し、関係校長と教育委員会が連携をとるのがよい。
- ・課題について整理し、家庭を含むスマホとの向き合い方の検討も併せて、学校と協議をしていく必要がある。

実務部会でのご意見

- ・校長の判断に完全に委ねるのも困難であり、各学校で扱いや対応が異なることも考えられる。
- ・国の示す一定の条件を満たしているかどうかをどのように担保するのかが必要になると考える。

教育委員会事務局案

「**現段階では、原則持込み禁止**の方針は変更せず、今後、緊急時の連絡手段等として学校単位での持込みを可とする場合の条件等の担保方法や学校へのサポート等についての検討を進めたうえで、**改めて、学校又は教育委員会を単位とした持込みについて判断**する」旨を各小中学校あて通知する。

学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和2年7月） （概要）

別添1

1. 背景

- ▶ 近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
- ▶ これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成21年に発出した通知（※）の見直しに係る検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知。

（※「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知））

2. 学校種ごとの携帯電話の取扱い

(1) 小学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

(2) 中学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

または

- 一定の条件（※）を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。（※令和2年の通知で追加）

※ 学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

- (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

(3) 高等学校

- 校内における使用を制限すべき。（※平成21年の通知と同じ）

(4) 特別支援学校

- 各学校及び教育委員会において判断。（※令和2年の通知で明記）

② スマートフォン等の適切な使用に向けた今後の検討事項

【実態把握】

○ 児童生徒を対象としたアンケート調査

実施期間：令和3年2月～3月 対象：市立小学校6年・中学校2年・高等学校2年の全児童生徒

内容：スマートフォン等の使用実態、使用ルールの有無、健康への影響、生活習慣との関連等

令和3年8月頃までに分析



具体的内容

適切な使用に向けたルールの
在り方の検討

実態把握から見えた課題に対する
取組の検討・実施

(情報モラル教育・情報リテラシー教育の推進
健康への影響、生活習慣との関連等)

③ 今後の進め方

①②について、教育委員会会議で決定し、大阪市の方向性を提示